

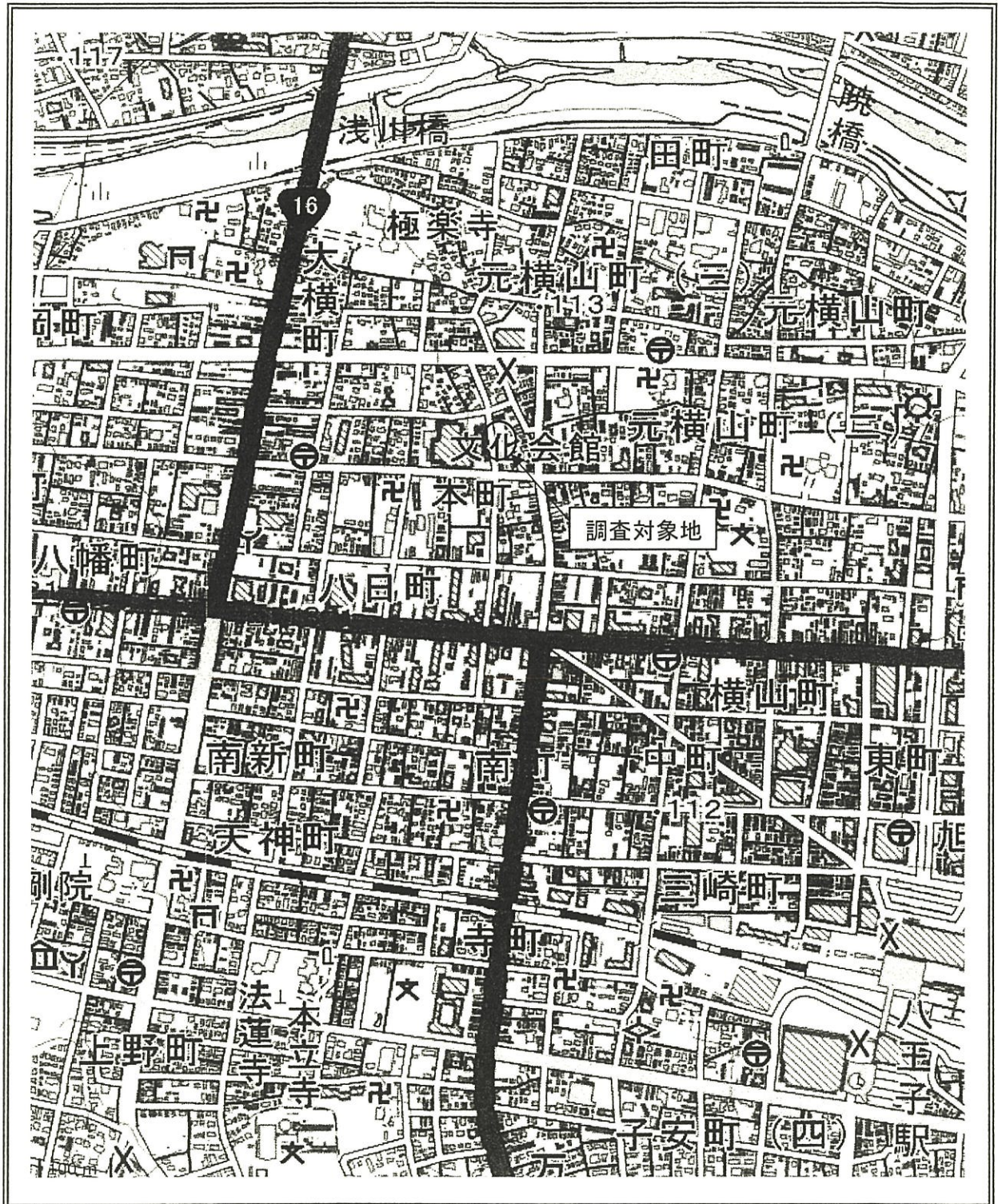
土壌汚染情報公開台帳

(案件No. 3-2)

整理番号	201-0004	調製年月日・契機	令和 3 年（2021年） 8 月18日			・ 第116条第 1 項第1号	
所在地	八王子市本町12番19の一部			(地番)	八王子市本町25番 7 号 (住所)		
訂正年月日・契機		令和 3 年(2021年) 5 月28日・第116条第 1 項、 令和 3 年(2021年)10月20日・第116条第 8 項					
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)		イシイ印刷所(令和 3 年(2021年) 3 月23日廃止)		面積	53.54 0 m ² (汚染地)		156.67 m ² (調査)
汚染状況調査の方法に関する特記事項				—			
当該土地において講じられた健康被害の防止又は 周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合は、その内容				—			
当該土地に第122条第 1 項第 2 号の土壌がある場合は、その旨 (汚染の原因が水面埋立材に由来する場合は、その旨)				—			
当該土地が第54条第 3 項第 1 号に該当する場合は、その旨				表中 1 の項下欄（溶出量基準超過かつ周辺で地下水の飲用あり）に該当			
当該土地が第55条第 3 項に該当する場合は、その旨				—			
当該土地が土壌汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域 に指定された区域を含む場合は、その旨				—			
備考				—			
土壌の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類		適合しない基準項目		汚染状況調査の受託者	
	令和 3 年(2021年) 5 月28日	砒素及びその化合物		含有量基準・ 溶出量基準 ・第二溶出量基準		環境保全株式会社	
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			

[illegible]

対象地位置図



出典：国土地理院ウェブサイト(<https://maps.gsi.go.jp>)

第3章 区分の分類・区画の選定

3.2-2 土壌汚染のおそれの区分の分類に基づく調査区分区画の分類
調査対象物質について、調査区分区画を下記の通り分類した。

- a) 全部対象区画 (第一調査区分区画)
「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」を含む区画。
- b) 一部対象区画 (第二調査区分区画)
「土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地」を含む区画。
- c) 対象外区画 (その他の区分区画)
「土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地」を含む区画。

3.2-3 対象地の調査区分区画の設定
「第2章 汚染のおそれの把握」の結果に基づき、特定有害物質ごとの土壌汚染のおそれの区分の分類より、調査区分区画を下記のとおり設定した。

- a) 第一種特定有害物質(ジクロロメタン、ベンゼン)

区分の分類	対象箇所	根拠	区画の設定	区画数
多い ※1	作業場 埋設配管(建屋外)	特定有害物質の使用が確認できたため 作業場の洗い水を排水していた可能性があるため	A1-6,A1-9 (全部対象区画)	2区画
少ない ※2	事務室 給湯室 駐車場 玄関 カウンター	特定有害物質の使用はないが、その用途が全く 独立している状態とは言えない土地と考えるため	A1-3 (一部対象区画)	1区画
無い ※3	—	—	— (対象外区画)	0区画

※1 土壌汚染のおそれが比較的多いと認められる土地

※2 土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地

※3 土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地

第3章 区分の分類・区画の選定

3.2-3

対象地の調査区分区画の設定

b) 第二種特定有害物質(カドミウム及びその化合物,他8物質)

区分の分類	対象箇所	根拠	区画の設定	区画数
多い ※1	作業場 埋設配管(建屋外)	過去に特定有害物質の使用が考えられるため 作業場の洗いを排水していた可能性があるため	A1-6,A1-9 (全部対象区画)	2区画
少ない ※2	事務室 給湯室 駐車場 玄関 カウンター	特定有害物質の使用はないが、その用途が全く 独立している状態とは言えない土地と考えるため	A1-3 (一部対象区画)	1区画
無い ※3	—	—	— (対象外区画)	0区画

※1 土壤汚染のおそれ比較的多いと認められる土地

※2 土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地

※3 土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地

c) 第三種特定有害物質(該当物質無し)

区分の分類	対象箇所	根拠	区画の設定	区画数
多い ※1	—	—	— (全部対象区画)	0区画
少ない ※2	—	—	— (一部対象区画)	0区画
無い ※3	作業場 事務室 給湯室 駐車場 玄関 カウンター 埋設配管(建屋外)	第三種特定有害物質の含有する製品及び含有の疑われる製品が確認されず、また事業内容から過去に含有製品の取扱いがあったとは考えにくいいため	A1-3,A1-6,A1-9 (対象外区画)	3区画

※1 土壤汚染のおそれが比較的多いと認められる土地

※2 土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地

※3 土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地

第3章 区分の分類・区画の選定

3.2-4

試料採取地点の設定

調査区分区画に基づき、試料採取地点を下記のとおり設定した。

a) 全部対象区画 (第一調査区分区画)

全ての単位区画で試料採取を行うものとした。単位区画内に土壤汚染が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合は、その部分における任意の点とし、それ以外の場合は試料採取等区画の中心とした。

※当該地点において、試料採取が困難と認められる場合は同じ単位区画内の任意の点とした。今回の調査では、A1-6は区画の一部に全部対象区分地に分類した作業場の範囲を含むため、その地点を採取箇所とした。A1-9の区画は全部対象区分地に分類した作業場と作業場の洗い場から接続する埋設配管が存在するため、作業場全体の汚染の状況が適切に把握できると思われる地点と埋設配管の汚染の状況が適切に把握できると思われる地点の配管下となる場所を採取箇所とした。

b) 一部対象区画 (第二調査区分区画)

土壤ガスは、30m格子内の中心単位区画を試料採取区画とし、単位区画の中心で試料採取を行うものとした。この際、30m格子の中心に単位区画がない場合には、任意の単位区画により試料採取を行うものとした。

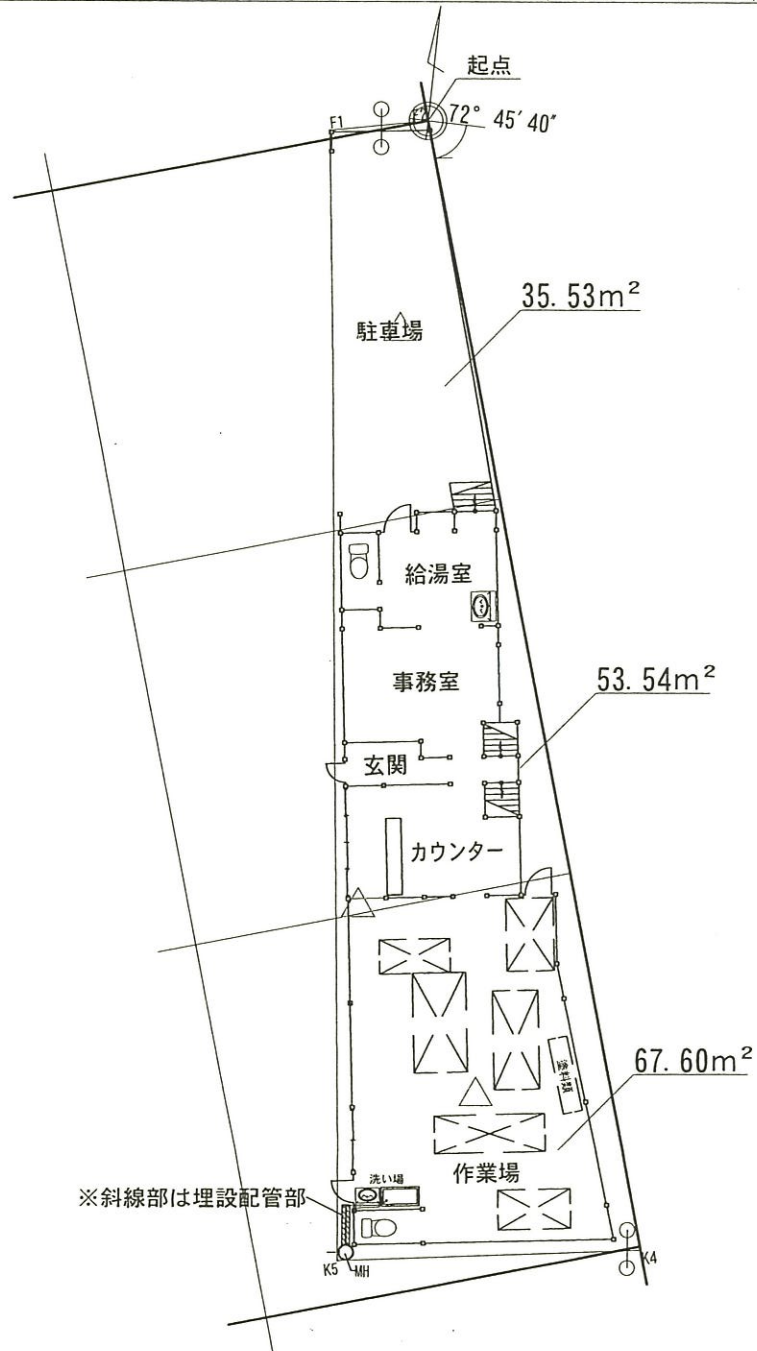
また当該単位区画の土壤ガス結果から、試料採取等対象物質が検出された場合には、当該単位区画を含む30m格子内の全ての一部対象区画において土壤ガス調査を行うものとした。ただし、もともと試料採取等区画であった単位区画は除いた。

表層土壌は、30m格子内で5地点均等混合法による試料採取を行うものとした。この際、30m格子内に一部対象区画が5つ以下の場合には、30m格子内の全ての一部対象区画において試料採取を行うものとした。採取した試料は、分析室にて混合検体とした。

また混合検体の結果から、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しなかった場合には、当該30m格子内に含まれる全ての一部対象区画において個別の試料採取地点を設定し、採取・分析を行うものとした。

今回の調査で一部対象区画は、一部対象区分地に分類した駐車場が位置するA1-3のみが該当したため、土壤ガス、表層土壌共に該当区画の中心地点を採取箇所とした。

d-1. 調査結果図 (土壌ガス) : 1/200



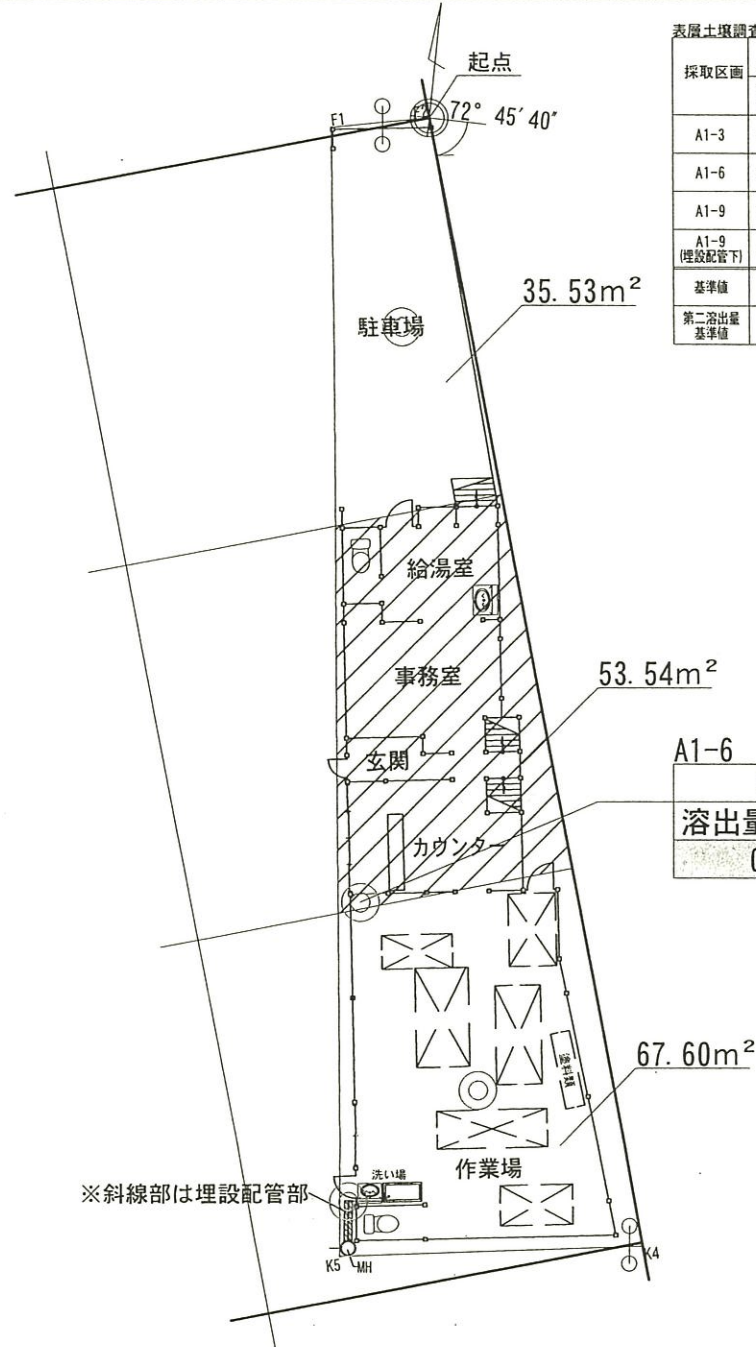
土壌ガス調査結果一覧表
採取年月日：令和3年3月10日

採取区画	ジクロロメタン	ベンゼン
	ガス濃度 [volppm]	ガス濃度 [volppm]
A1-3	<0.1	<0.05
A1-6	<0.1	<0.05
A1-9	<0.1	<0.05
検出下限値	0.1	0.05

A		
A1-1	A1-2	A1-3
A1-4	A1-5	A1-6
A1-7	A1-8	A1-9

—	調査対象地	△	土壌ガス採取地点
—	30m格子		
—	10m単位区画		
○—○	統合		
—	建屋配置		
≡≡	印刷機想定位置		

d-2. 調査結果図(土壌) : 1/200



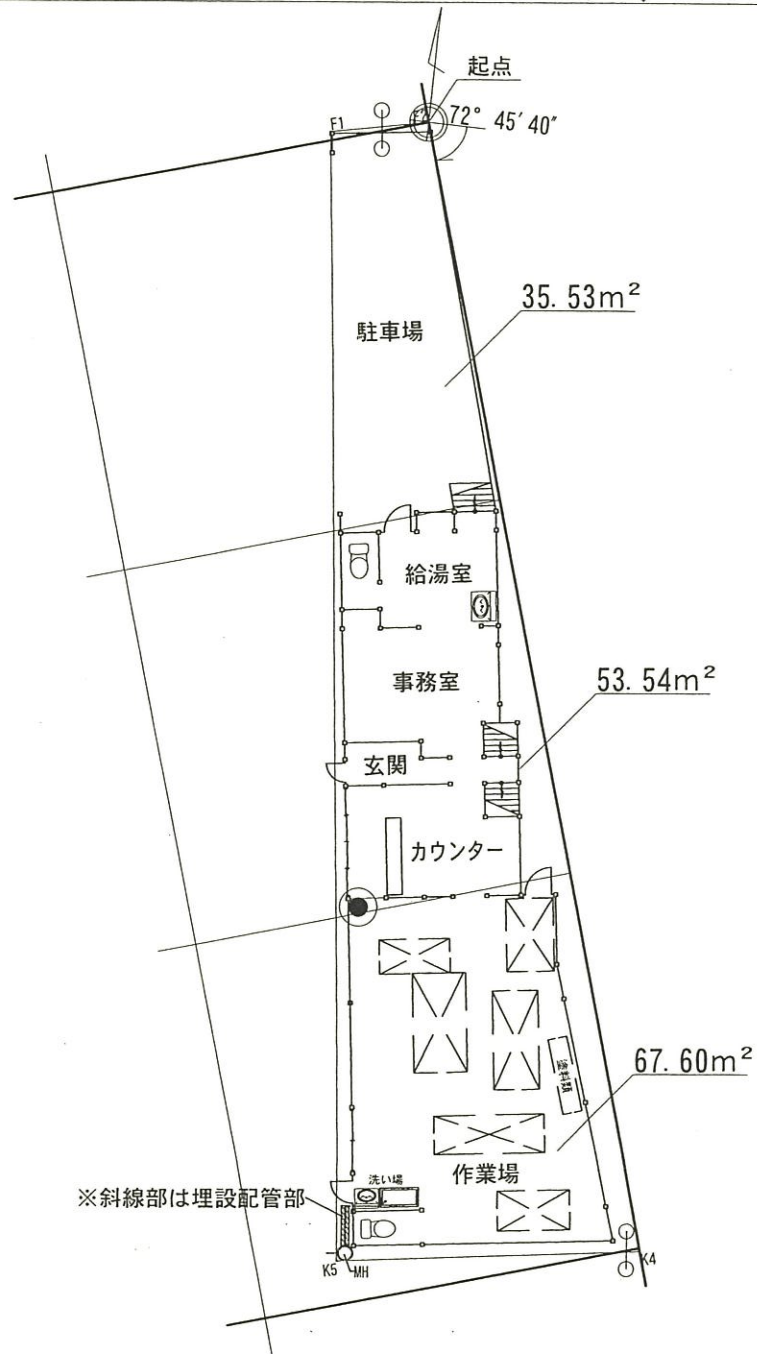
表層土壌調査結果一覧表 採取年月日: 令和3年3月10日

採取区画	カドミウム 及びその化合物		六価クロム化合物		シアン化合物		水銀 及びその化合物		アルキル水銀		セレン 及びその化合物		鉛 及びその化合物		砒素 及びその化合物		ふっ素 及びその化合物		ほう素 及びその化合物	
	溶出量 [mg/L]	含有量 [mg/kg]	溶出量 [mg/L]	含有量 [mg/kg]	溶出量 [mg/L]	含有量 [mg/kg]	溶出量 [mg/L]	含有量 [mg/kg]	溶出量 [mg/L]	含有量 [mg/kg]	溶出量 [mg/L]	含有量 [mg/kg]	溶出量 [mg/L]	含有量 [mg/kg]	溶出量 [mg/L]	含有量 [mg/kg]	溶出量 [mg/L]	含有量 [mg/kg]	溶出量 [mg/L]	含有量 [mg/kg]
A1-3	<0.001	0.3	<0.02	<1	<0.1	<2	<0.0005	0.11	<0.0005		<0.002	<0.1	<0.005	28	<0.001	0.2	0.30	64	0.2	16
A1-6	<0.001	0.4	<0.02	<1	<0.1	<2	<0.0005	0.14	<0.0005		<0.002	<0.1	<0.005	44	0.012	1.5	0.17	52	0.2	40
A1-9	<0.001	0.6	<0.02	<1	<0.1	<2	<0.0005	0.07	<0.0005		<0.002	<0.1	<0.005	29	0.002	6.6	<0.08	48	0.2	24
A1-9 (埋設配管下)	<0.001	0.2	<0.02	<1	<0.1	<2	<0.0005	<0.05	<0.0005		<0.002	<0.1	<0.005	5	<0.001	0.3	<0.08	71	<0.1	<10
基準値	0.01	150	0.05	250	検出されないこと	50	0.0005	15	検出されないこと		0.01	150	0.01	150	0.01	150	0.8	4000	1	4000
第二溶出量 基準値	0.3		1.5		1		0.005		検出されないこと		0.3		0.3		0.3		24		30	

A		
A1-1	A1-2	A1-3
A1-4	A1-5	A1-6
A1-7	A1-8	A1-9

—	調査対象地	◎	土壌採取地点
—	30m格子	斜線	溶出量基準超過範囲
—	10m単位区画	点線	溶出量基準超過
○—○	統合		
—	建屋配置		
≡≡	印刷機想定位置		

d. 調査結果図（地下水）：1/200



地下水調査結果〔A1-6〕

採取年月日：令和3年4月26日

孔内水位		砒素
GL (m)	TP (m)	(mg/L)
-4.50	+109.93	<0.001
地下水基準		0.01
第二地下水基準		0.1

A		
A1-1	A1-2	A1-3
A1-4	A1-5	A1-6
A1-7	A1-8	A1-9

—	調査対象地	●	地下水採取地点
—	30m格子		
—	10m単位区画		
○—○	統合		
—	建屋配置		
≡≡	印刷機想定位置		

措置完了後の状況を明らかにした図面

平面絞込み調査結果 [A1-6]

絞込地点 No.1 : 令和3年6月15日

調査深度		砒素 (溶出量)
GL (m)	TP (m)	(mg/L)
-0.00~-0.10	+114.25~+114.15	被覆 (CO)
表層 (-0.10~-0.60)	+114.15 +113.65	<0.001
-1.10	+113.15	<0.001
-2.10	+112.15	<0.001
溶出量基準		0.01
第二溶出量基準		0.3

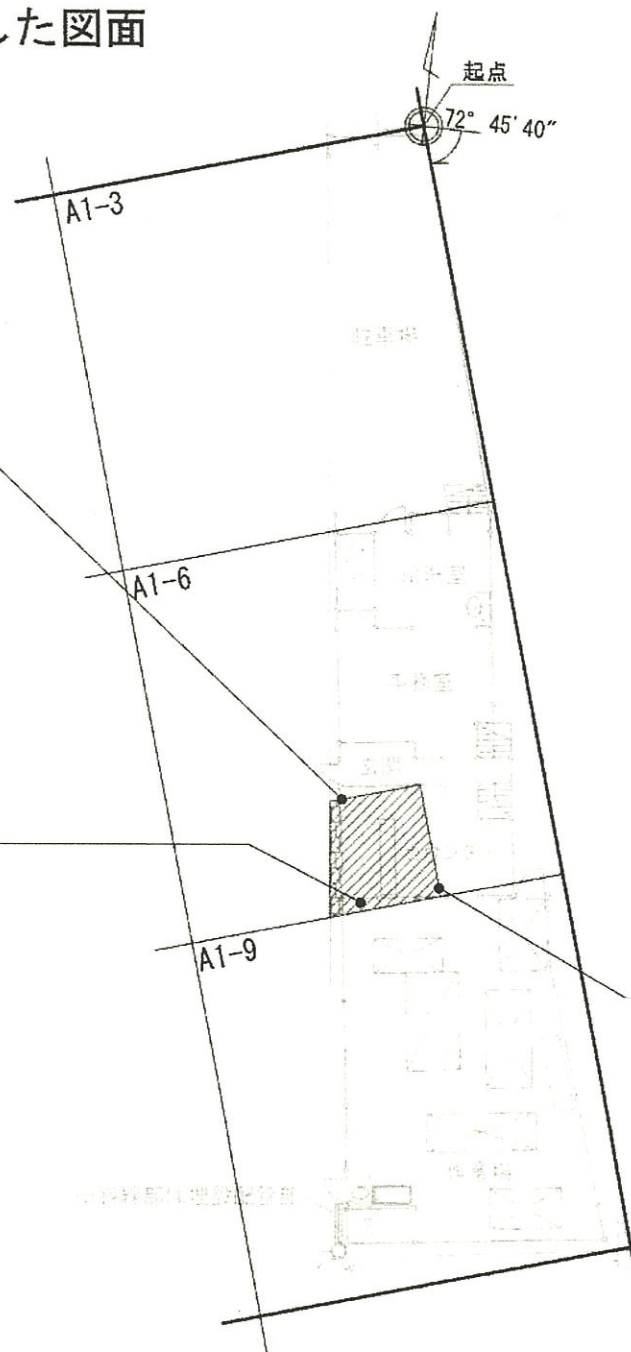
表層・深度方向調査結果 [A1-6]

表層調査 : 令和3年3月10日

深度方向調査 : 令和3年4月26日

調査深度		砒素 (溶出量)
GL (m)	TP (m)	(mg/L)
-0.00~-0.15	+114.43~+114.28	被覆 (CO・CR)
表層 (-0.15~-0.65)	+114.28 +113.78	0.001
-1.15	+113.28	<0.001
-2.15	+112.28	<0.001
-3.15	+111.28	<0.001
-4.15	+110.28	<0.001
-5.15	+109.28	<0.001
-6.15	+108.28	<0.001
-6.65	+107.78	0.002
溶出量基準		0.01
第二溶出量基準		0.3

掘削除去範囲



凡例及び面積

犬走部

埋戻面積 : 8.1㎡

措置面積 : 8.1㎡

※全量掘削除去の後、購入土により埋戻した。

道路境界付近の犬走部については、道路側への影響を考慮し土間は残置とした。

平面絞込み調査結果 [A1-6]

絞込地点 No.2 : 令和3年6月15日

調査深度		砒素 (溶出量)
GL (m)	TP (m)	(mg/L)
表層 (-0.00~-0.50)	+114.15 +113.65	<0.001
-1.00	+113.15	<0.001
-2.00	+112.15	<0.001
溶出量基準		0.01
第二溶出量基準		0.3

別紙6 対策の完了確認

6.3

地下水分析結果

地下水分析を行い砒素及びその化合物が地下水基準以下であることが確認できた。状況調査において地下水の汚染状態は地下水基準以下であることが確認されているため、採水は1回とした。以下図に観測井戸設置位置及び地下水分析結果を示す。

